

改正概要説明書	
国名：カナダ	法令名：商標法
改正情報：2017年5月23日版	
<p><b>改正概要：</b></p> <p><b>1. 不公正競争及び禁止商標の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不公正競争行為として掲げられていたカナダの業務慣習に反する行為を削除し、また不登録商標としての「白地に赤新月」の項目からイスラム教国の限定を削除した(第7条(e)、第9条(g))。</li> </ul> <p><b>2. 商標として使用・登録できないぶどう酒の名称の削除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商標として使用も登録もできないぶどう酒の名称から、シャンパーニュ、ポート、シャブリ等の名称を削除した(第11.18条(3))。</li> </ul> <p><b>3. 商標権侵害の行為態様の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商標権侵害行為は販売、流通、広告のみが規定されていたが、侵害品を販売目的で製造、所持等する行為、また、商標を付したラベル又は包装の製造販売行為等も侵害である旨の規定、及び商標の実用的特徴の使用を例外とする規定をそれぞれ追加した(第20条(1)(b)-(d)、(1.2))。</li> </ul> <p><b>4. 商標に関する犯罪行為及び刑罰の規定の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商標に関する犯罪行為の態様及び刑罰について詳細に規定した(第51.01条)。</li> <li>・故意による商標権を侵害する商品の製造販売等、サービスの提供、広告宣伝、ラベル・包装の製造販売等を犯罪として規定した。</li> <li>・起訴された場合の刑罰は100万ドル以下の罰金若しくは5年以下の懲役又はこれらを併科すると規定し、即決裁判の場合の刑罰を2万5千ドル以下の罰金若しくは6月以内の懲役又はこれらの併科とする等、刑罰を明記した。</li> <li>・即決裁判の出訴期限、侵害品の廃棄命令、侵害行為の商標権者への通知等について規定を設けた。</li> </ul> <p><b>5. 商標侵害品の輸出入についての規定の新設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商標侵害品について税関による輸出入の規制及び救済について詳細な規定を新設した(第51.02条～第51.12条)。</li> <li>・商標侵害品の輸出入は禁止するが、正規品の並行輸入に該当する場合等を例外とする旨規定した。</li> <li>・侵害品の輸出入に対して被害者は所管大臣に救済の支援を請求できる旨及びその手続を規定した。</li> <li>・税関で留置された侵害品について、その保管・没収等の処理手続及び当事者の救済の手続について規定した。</li> <li>・税関職員の無答責、留置した侵害品に対する裁判所の関与と権限、留置によって損害を受</li> </ul>	

けた者に対する賠償責任について規定した。

#### 6. 商標代理人の秘匿特権の規定の新設

・商標代理人は、代理人-依頼人間の通信に秘匿特権を有する旨の規定を新設した(第 51. 13 条)。

#### 7. 裁判所の救済についての付随措置の追加

・裁判所が侵害品の廃棄命令をする場合に、原則として、侵害品の所有者等、不利益を受ける者に事前に通知すべき旨の規定を新設した(第 53. 2 条)。

#### 8. 侵害品の流通等の禁止の例外規定の追加

・侵害品をそのままの状態の販売し又は流通等させることは禁止されるが、付された商標を除去する等、権利者の利益を害さない場合には流通等させることを認めうる旨の規定を新設した(第 53. 3 条)。

#### 9. 連邦裁判所の管轄権の規定の整備

・連邦裁判所が有する本法に基づく権利の執行や救済手続の管轄権には、刑事手続の管轄権は含まれない旨を明記した(第 55 条)。

#### 改正内容：

##### ・第 7 条 禁止事項

(e)の廃止。

##### ・第 9 条 禁止標章

(g)の一部変更。「多数のイスラム教国内で」を削除。

##### ・第 11. 18 条 不使用に関する例外

(3)の表示(a)-(e)を廃止。

##### ・第 20 条 侵害

(1) (b)-(d) 対象となる行為の追加。

(1. 2) 「例外 - 実用的特徴」の追加。

##### ・第 51. 01 条 違反及び罰則

商標権侵害による違反とそれに対する罰則にかんする規定の新設。

##### ・第 51. 02 条 定義

商標権侵害品の輸入及び輸出に係る規定(第 51. 03 条～第 51. 12 条)に用いられている言葉を定義する規定の新設。

##### ・第 51. 03 条 輸入又は輸出の禁止

商標権侵害品の輸入及び輸出の禁止に関する規定の新設。

・第 51.4 条 支援請求

被侵害者に対する支援に関する規定の新設。

・第 51.05 条 税関職員による情報提供

・第 51.06 条 救済を追求するための情報の提供

・第 51.07 条 第 51.05 条による情報の利用に関する制限

・第 51.06 条(1)による情報の利用に関する制限

・第 51.08 条 検査

・第 51.09 条 手数料に対する責任

輸入又は輸出における侵害品の留置に関連する措置を定めた規定の新設。

・第 51.10 条 責任の不存在

カナダ国又は税関職員の、第 51.03 条から第 51.06 条及び第 51.08 条の執行又は適用に関連する責任の不存在に関する規定の新設。

・第 51.11 条 裁判所への申請

・第 51.12 条 商標所有者に対する損害賠償

侵害品の留置に関連する裁判所の権能についての規定を新設。

・第 51.13 条 秘匿特権付通信

商標代理人との秘匿特権付通信についての規定を新設。

・第 53.2 条 裁判所の救済付与権限

裁判所の救済付与において、利害関係者への通知に関する規定の追加。

・第 53.3 条 変更のない状態 - 輸出、販売又は流通

第 53.1 条又は第 53.2 条に基づく訴訟手続において、裁判所が変更のない状態で侵害品を輸出、販売若しくは流通を許可する命令を出さないことについて、その例外ケースを追加した。

・第 55 条 連邦裁判所の管轄権

連邦裁判所の管轄権から除外される手続が追加された。